

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和5年5月28日（火）  
会議時間 10時00分開会 11時05分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明  
委 員：只野敏彦、川上 均、中河つる子、深沼達生  
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、  
総務課長補佐：野々村徹、行政管理係長：岩橋啓太
- 6 傍聴者 山本奈央
- 7 議 件
  - (1) 令和6年第4回町議会定例会の運営について
    - ①予定議案等（町・議会）の説明
    - ②審議方法等について確認
    - ③会期日程の確認
    - ④陳情、請願、意見書等について
  - (2) 北海道町村議会議長会議員研修会について
  - (3) 模擬議会について
  - (4) 議会モニター会議について
  - (5) クールビズの取り組みについて
  - (6) その他
- 8 会議内容 別紙のとおり

【開会 10:00】

(1) 令和6年第4回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長（橋本晃明）：只今より議会運営委員会を開催する。本日は令和6年第4回町議会定例会の運営について協議する。予定議案等の説明について執行側より提出予定議案の説明を受けたいと思う。

副町長（山本 司）：6月定例会の予定議案等について説明をさせていただく。議案書をご覧ください。最初に条例の一部改正についてである。議案第42号、町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴う条例の改正である。町民税の寄附金税額控除等の条文改正が主な内容となっている。施行日については令和7年4月1日、一部については1月1日施行となっている。議案第43号、清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本町には現在ないが、保育所型事業所内保育事業所等における満3歳以上児の職員配置の最低基準が、改善されたことによる条例の改正である。以上2件が条例の一部改正になる。次に補正予算、議案第44号から第49号は、令和6年度一般会計ほか5会計の補正である。一般会計についてのみ申し上げる。他の特別会計も同様であるが、今回は4月の人事異動等に伴う職員人件費の補正が主なものである。7ページ、歳入より説明する。15款2項1目5節3番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,689万6千円の追加は、2つの事業に対する補助金の合計となる。1つ目の事業は、令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯への低所得者支援給付金事業に対する補助金である。2つ目の事業は、定額減税補足給付金事業として、定額減税しきれないと見込まれる納税義務者への補足給付金を支給するための補助金となる。歳出予算でも説明するが、詳細は別冊議案説明資料7、8、9ページに詳細を記載しているので、合わせて後程ご覧いただきたいと思う。続いて、8節、情報化推進費補助金261万9千円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定によるものである。18款1項2目、特定寄附金50万円の追加は、図書購入に対する指定寄附1件によるものである。19款1項1目、財政調整基金繰入金2,144万8千円の追加は、今回の補正予算の調整額としての補正である。8ページ、21款4項3目3節27番、自動車事故共済金230万円の追加は、令和4年9月28日発生の牧場作業車両事故に係る相手方への解決金の財源として、全国自治協会から収入する補正である。44番、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金1,660万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種が、今年度から、65歳以上の方及び60歳から64歳までの基礎疾患を有する方を対象にした定期予防接種となる。今年秋以降の接種となり自己負担を伴うものとなっている。接種費用については一人当たり、ワクチン代11,600円と医療機関の接種費用3,700円を合わせた15,300円程度と見込まれる。国からワクチン代の価格高騰を受け、一人当たり8,300円の助成が行われるため補正となる。次に、9ページ以降は歳出の説明になる。はじめに人件費の補正について一括して説明する。28ページ、給与費明細書、1特別職、一番下の比較欄をご覧ください。長等の区分、共済費1万5千円の追加、その他の特別職の区分、共済費6千円の追加は、共済費の負担額の確定に伴う補正である。29ページ、2一般職は、職員の異動等によるものである。4月1日付け人事異動に

伴う昇給、昇格、諸手当の異動、共済費の負担金の確定に伴う増減により、報酬で354万1千円の追加、給料で72万4千円の追加、職員手当で4万4千円の減額、共済費で593万9千円の追加である。30ページは、会計年度任用職員以外の内訳、31ページは会計年度任用職員の内訳となっている。32、33、34ページは、増減の明細となっている。9ページ、只今、人件費にかかる説明をさせていただいたので、各費目に計上している人件費の説明は省略させていただく。9ページ下、2款1項12目、情報化推進費261万9千円の追加は、地方公共団体情報システム機構で広域運用している自治体中間サーバー・プラットフォームの更新経費の補正である。11ページ中ほど、3款1項2目、社会福祉施設費30万円の追加は、各福祉館の施設修繕において予算執行が多くなり、今後の老朽化対応に備えるため施設修繕料の補正である。3目、老人福祉費、繰出金67万円の追加は、介護保険特別会計補正予算に伴うものである。12ページ中ほど、7目、保健福祉センター費330万円の追加は、ボイラー室の加圧給水ポンプ更新工事が必要となったことによる補正である。12目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金費は、右側の説明欄で説明する。住民税非課税世帯等生活支援給付金事務である。22節10番、国庫道費補助金返還金43万7千円の追加は、令和5年度分確定による返還金の補正である。次に、低所得者支援給付金（令和6年度非課税世帯等）事務である。令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円、また、その世帯に扶養されている18歳以下の子どもがいる場合については、1人当たり5万円を加算し、現金により支援を行うものである。事務費として10節10番、事務事業用消耗品費で1万3千円の追加、30番、印刷製本費（封筒等）で1万円の追加、11節20番、郵便料等で5万5千円の追加、50番、口座振込手数料で2万5千円の追加、12節50番、給付金システム改修業務委託料で51万6千円の追加、18節30番、低所得者支援給付金で2,100万円の追加となる。次に、定額減税補足給付金事務である。令和6年度税制改正により物価高に対応し可処分所得を増やすため、定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対して、定額減税しきれない分を、現金支給により支援するものである。事務費として2節40番、2号職員給料で77万6千円の追加、3節20番、時間外勤務手当で72万円の追加、4節40番、1号2号職員共済費で12万2千円の追加、10節10番、事務事業用消耗品費で2万9千円の追加、30番、印刷製本費（封筒等）で8万3千円の追加、11節20番、郵便料等で46万3千円の追加、50番、口座振込手数料で20万6千円の追加、12節50番、給付金システム改修業務委託料で168万3千円の追加、18節30番、定額減税補足給付金で7,000万円の追加となる。16ページ下、4款1項1目、保健衛生総務費、27節10番、国民健康保険特別会計繰出金10万7千円の減額、27節12番、後期高齢者医療保険特別会計繰出金157万2千円の追加は、それぞれ特別会計の補正予算に伴う補正となる。2目、保健予防費、12節54番、予防接種委託料（新型コロナウイルスワクチン分）2,400万円の追加は、ワクチン代金の他に、医療機関で接種手数料として1人当たり3,700円の費用がかかるが、この経費について町で全額を負担することとし、ワクチン予防接種委託料として予算化し、対象者の負担軽減を図るものである。続いて18ページの下、6款1項5目、牧場費、21節14番、牧場作業車両事故解決金230万円の追加は、令和4年9月28日発生の公用車事故に関わり、裁判所からの和解勧告を受け入れることとし、相手方への解決金の補正となる。内容としては治療費、後遺障害、及び休業補償費としての解決金となる。22ページ中ほど、9款1項2目、消防団費35万8千円の追加は、3月31日付けで御影消防団員1名退団による人事異動に伴い、機関員が1名欠員となったことから機関員を養成するため、消防団員大型自動車免許取得業務委託料の補正となる。23ページ下から24ページ、10款2項1目、小学校管理費4万2千円の追加及び24ページ中段、3項1目、中学校管理費4万3千円の追加は、いずれも学校授業目的公衆送信使用料になる。これは、授業における著作物のインターネット送信について、許諾を得ることなく行うことが可能となるよう補償金を支払うためのものである。24ページ下、4項4

目、図書館・郷土史料館費、17節10番、図書館資料50万円の追加は、図書購入目的の指定寄附1件による補正である。以上が、一般会計補正予算の主な内容である。続いて議案第50号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、法律の改正に伴い、現行の被保険者証が廃止されることから、広域連合規約の一部を改正するため、構成市町村として議決を求めるものである。議案第51号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定については、補正予算でも説明したが、令和4年10月の臨時議会で行政報告した、町営育成牧場車両による交通事故について、令和5年4月28日提訴され、訴訟事件となっていた。函館地方裁判所から今年4月22日に出された和解勧告に従い、解決金として原告に230万円を支払うことで、原告の内諾を5月14日に得たので議決を求めるものである。なお、対物賠償額288,273円は、令和4年12月に支払い済みであるが、確定となったことから合わせて議決を求めるものである。続いて議案第52号は、副町長の選任についてである。議案第53号、人権擁護委員候補者の推薦について再任を求めるものである。以上議案の説明とする。

委員長：暫時休憩する。

【休憩 10：22】

【再開 10：22】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。追加議案の説明も願います。

副町長：追加予定の議案が4件ある。1点は清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてである。過疎市町村計画の本文に事業を追加する必要が生じたことから、現在、北海道と事前協議を進めている。開会予定日までには協議が整う予定であるので、7日の朝配布をさせていただきたいと思う。その他に工事請負契約について3件予定している。入札日が本日5月28日と6月4日を予定している契約の締結になる。入札の予定価格が5,000万円の議決要件を超えることから、当日配布する予定である。以上が、議案の追加予定である。併せて行政報告を1件予定している。農産物の生育状況等について、6月1日現在の状況を報告させていただく。この件に関しても開会予定日に配定させていただきたいと思うのでよろしく願います。

委員長：次に議会提出分について議会事務局長から説明を受ける。

議会事務局長（大尾 智）：それでは議会提出分について説明する。まず委員会報告、所管事務調査の報告として総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会それぞれから報告がある。陳情、請願、意見書等について、請願が3件、農業関係で清水町農民連盟から、地方財政の充実強化の請願で清水地区連合から、最低賃金改正等に関する請願で同じく地区連合から出ている。所管事務調査の申し出を各常任委員会、議会運営委員会から行いたいと思っている。

## ②審議方法等について確認

委員長：審議方法等について確認をしたいと思う。条例の一部改正、補正予算、一般議案はこれまでと同様に本会議審議ということでよろしいか確認をしたいと思う。よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：副町長の選任に関する採決については、賛否の公表を議会だより、ホームページ等で行っているので起立採決としたいと思う。よろしいか。

川上委員：今までどおり投票にした方がいいと思う。無記名投票。

只野委員：私が議員になる前に無記名でやっていたと思うが、町民から議員がどちらに判断をしたのか分かるようにして欲しいという声があったので、起立もしくは記名投票がいいと思う。

深沼委員：私も起立でいいと思う。話に聞くと平成28年か前々回は起立でやったという話も聞いているので、今回は起立でいいと思う。

中河委員：私も起立がいいと思う。後から町民から聞きたいという人、全然違う内容のこともあるので起立がいいと思う。

川上委員：各議員の判断によるところだと思うので、それに対して影響がないような形ものが望ましいのということで、私は無記名で投票ということを提案させていただく。各議員の意志を尊重するということ、保証するということで私はそのように考えている。

委員長：各議員の意志を尊重するというのはどういう意味なのか。無記名投票とそれがどうつながるのか説明願う。

川上委員：微妙な判断になると思うので、できれば公表をしないような形のもをを保証する、それによって迷う方もいるということもありえるから、無記名投票を提案したいと思う。

深沼委員：無記名投票だと誰が入れて誰が入れてないか分かりづらいし、起立であれば他の議案も結局は起立で行っているわけで、それぞれの議員がその議案に対して反対があれば賛成しないで起立しない形なので、人事案件の部分で困ることがあるのかと逆に思う。

只野委員：議員の責任の所在をはっきりするという事で、責任問題も町民からは指摘されているので、責任持って採決に臨むということで、無記名ではなく記名の方が、起立の方が簡単なので起立か記名でいいと思う。

中河委員：選挙時にデマというかが流された経験をしている。自分のやったことと違うことを町の中で言われているという事があって、そうだとすればはっきりさせた方がそういうこともなく終われるのではないかと思いますので、起立または記名投票がいいと思う。

委員長：意見が分かれているが、議運としては意見をまとめた中で起立で採決したいと思う。次に会期の日程の確認になるが、まずは執行側から条例の一部改正、補正予算及び一般議案等について、審議日程の中で早く結審するのが望ましいと思えるものがあるかどうか確認したいと思う。

副町長：議案51号、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償額の決定についてと、一般会計補正予算、他の補正予算がリンクするけれども、相手方に解決金として早期に支払いたいということから、できれば開会初日の審議をお願いしたいと思う。それと、今日議案がなくて恐縮であるが、開会日配布予定の工事請負契約の締結3件についても、速やかに本契約を行いたいと考えている。初日に審議していただく

よう願います。

委員長：議案第51号、55号、56号、57号については 早期に採決してもらいたいという話であった。55号、56号、57号はまだ出ていないけれども、当日配布で審議して結審するという事でよろしいか。

川上委員：従来の慣例に沿って補正予算、条例と含めて、最終日にやるべきだと思う。今までも全員協議会の中でもそのような話も出ていたし、一般質問に関係するものが出てくる可能性もあるということで、一般質問の先に補正予算等含めて進めるというのは、一般質問をする場合の保証を損ねる関係もあるので、若干遅くなるが最終日にすべきだと私は思う。

只野委員：和解勧告が出て、そちらの方でも解決金を早く払いたいという心情は非常にわかるので、その分については早めでいいと思う。工事請負も早めにすれば早めに事業も行えるということで、そこは議員の責任を持って判断すればいいと思うので私はそれも早めでいいと思う。

深沼委員：工事請負の部分で早める理由としてはどういった部分なのか教えて欲しい。

副町長：5,000万以上の工事の契約をする場合、入札後仮契約をする。そして議会の議決をいただいた後本契約をする。本契約をした後事業着手になる。仮契約の段階では事業着手は当然できないので、工事を早く始めて早く終わらせるということで、早めに議会の議決をいただきたいということである。初日と最終日で11日ぐらいの差があるけれども、事務手続きを早めにしてまいりたいということが早期議決をお願いする趣旨である。

深沼委員：それであれば私も初日でいいと思う。工事請負の部分、施工がそれだけ早くできるということで、あと事故の部分であるが、これに関しては結構何年間かかかった、結構揉めた案件だと思う。相手方も早期にお金が欲しい部分があるという思いもあるので、これに関しても初日でいいと私は思う。

中河委員：初日にしっかりと説明をしていただいて、私たち議員は判断したいと思うが、十勝管内でも不正な事件もあったので、しっかりと計画で契約をしてもらい、そういう内容にしていきたいと思う。損害賠償の件も長く日にちがかかっているので初日でいいと思う。

委員長：一般質問との絡みで川上委員から意見が出ているけれども、一般質問との関係ではどう思っているか。

只野委員：私は責任を持って議決を議員がすればいいので、私は初日でいいと思っている。しっかり説明されて議決すれば私は構わないと思っている。

深沼委員：一般質問するにあたって支障がある、しばらくという部分だったと思うが、今回の早期にやってほしいという部分は、一般質問とはまた違うと、他の案件で重なる部分があれば考える部分もあるが、今回の初日に案件を提出する部分に関しては別に問題ないと私は思う。

委員長：暫時休憩する。

【休憩 10：41】

【再開 10：51】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。色々意見はあるけれども議会運営委員会としては、一般質問の絡みも色々出たけれども、町長の考えを改めて問うというようなものではないということで、慎重に徹底した審議をしていくということで進めてまいりたいという方向で全員協議会に報告したいと思う、よろしいか。

（「はい」との声あり）

### ③会期日程の確認

委員長：それではそのように進める。今までの話のまとめとして、町提出及び議会提出の議案等の考慮をして、現状でのおおよその日程について事務局長から説明を願う。

議会事務局長：それでは会期初日 6 月 7 日、金曜日、午前 10 時開会である。まず議会運営委員会からの委員長報告、その後行政報告、令和 6 年度一般会計以下 6 会計の補正予算、合わせて損害賠償請求の和解及び額の決定について、それから当日追加される 3 件の工事請負契約の締結、議会関係の議案として、請願 3 件について所管委員会に付託することになる。その後各常任委員会からの所管事務調査の報告をする。6 月 8 日土曜日から 12 日水曜日までの 5 日間を休会、6 月 13 日再開後、請願審査の委員会報告をする。その後一般質問、6 月 14 日金曜日、一般質問の 2 日目、こちらについては質問者の数によって変更があり得ると思う。6 月 15 日土曜日から 17 日月曜日の 3 日間は休会で、6 月 18 日最終日、条例の一部改正 2 件、町税条例と保育関係の改正条例である。一般議案等ということで、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、それから当日配布予定の過疎計画の変更について、議案 52 号の副町長の選任について、議案第 53 号、人権擁護委員候補者の推薦について、議会関係の議案としては意見書の採決をする。所管事務調査の申し出、議員派遣ということで 7 月開催予定の全道議長会の議員研修会、議会報告会と町民意見交換会の議員派遣について諮るという予定である。

委員長：事務局長が説明した日程のとおりで良いか確認したいと思う。最終的には一般質問の通告を受けた上で、追加議案等を確認して次回の委員会で決定するということになるが、会期 6 月 7 日から 18 日までの 12 日間ということでよろしいか。

（「はい」との声あり）

### ④陳情、請願、意見書等について

委員長：陳情、請願、意見書等について、請願については会議規則第 91 条で所管の委員会に付託するということになっているので、農業改正基本法、地方財政、最低賃金については総務産業常任委員会へ審査を付託するということがよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：それでは執行側は退席していただいて結構である。暫時休憩する。

【休憩 10：56】

【説明員退席 10：56】

【再開 10：56】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。その他、北海道町村議会議長会議員研修会について説明をお願いします。

## （２）北海道町村議会議長会議員研修会について

議会事務局長：北海道町村議会議長会議員研修会についてである。例年参加しているけれども、日程は７月２日火曜日、会場は札幌コンベンションセンターである。議員派遣を定例会で議決する。移動手段として貸し切りバスは手配済みである。総務課の方で予算措置されているのでそちらにお願いしている。昼食は会場でお弁当または近隣施設ということであるが、昨年はお弁当で、近隣施設となると時間もかかるのでお弁当で対応したいと考えている。時間であるが、支所を８時４５分発で９時に役場、高速を経由して１１時半頃会場到着、昼食をとって研修会が１３時から１６時半、会場を出発して役場着が１９時１５分、支所着が１９時３０分で予定をしている。

委員長：研修会について参加するということで進めてよろしいか。

川上委員：内容はわかっていないか、内容について教えていただきたい。

議会事務局長：例年講師を招いての講演会だと思うけれども、まだこちらに来ていない。

委員長：改めてこれに参加するということでよろしいか。

（「はい」との声あり）

## （３）模擬議会について

委員長：次に模擬議会について、前回の議運で協議して今年度も開催するということにした。高校には行ってきたけれども、高校側から日程等の予定が出てきていないので、全員協議会では開催要項について説明をしたいと思う。

議会事務局長：前段の話であるが、高校の先生と改めてお話ししたが、まだ予定が上がってこないなので、日程調整もまだできていない。出来次第また相談したいという話にはなっている。開催要項については毎年決めている。最後の日付を見ていただくと本日付になっているけれども、中身としては前年度のものと全く変わっていない。

委員長：これについて皆さんから何かあるか。

（「なし」との声あり）

## （４）議会モニター会議について

委員長：次、議会モニター会議についてであるが、令和６年度の第１回議会モニター会議の開催について、開催時期は７月１７日水曜日、１９時から第２委員会室、内容については６月定例会までの議会活動報告に対する意見で、前回参加モニターが少な

いという意見があったので、事前に各モニターに日程について確認を事務局の方からしていただいている。

議会事務局長：それについては事前にモニター全員に電話をした。仕事されていない方や自営で融通がきく方もいるし、仕事されている方も夜であれば参加大丈夫だという方と、シフト制の方についても17日予定したいという話をしたら、シフト入れないという話になったので、電話の段階では全員出席できる。

委員長：そういうことでこの日程を進めるということによろしいか。

（「はい」との声あり）

#### （５）クールビズの取り組みについて

委員長：毎年確認していたクールビズの取り組みについてであるが、昨年10月にクールだけではなくて、年間を通して働きやすい服装にすることで方針を出したので、改めてこれについては確認しないで、昨年の決定のとおり進めてまいりたいということにしたいと思うがよろしいか。

（「はい」との声あり）

#### （６）その他

委員長：皆さんの方から議題として取り上げるものがあれば伺いたいと思うが、なければ以上で議会運営委員会を終了する。

【閉会 11：05】